



適用時期：令和8年11月請求分から

水道料金が変わります

■新しい料金表（各口径の基本料金および超過料金を以下の通り改定）※金額はすべて消費税込みです。

量水器の口径	使用水量	従前の料金（基本料金）	改定後の料金（基本料金）
13mm	5m ³	1,040円	1,270円
20mm	10m ³ まで	2,220円	2,710円
25mm	10m ³ まで	2,430円	2,960円
30mm	10m ³ まで	4,410円	5,380円
40mm	10m ³ まで	6,720円	8,200円
50mm	10m ³ まで	12,220円	14,910円
超過料金（共通）	1m ³ につき	230円	280円

ご負担を
やわらげますただし、最初の4カ月間
基本料金を減免します

水道事業の将来を見据えた「持続可能な経営」を進める一方で、現在続いている物価高騰が町民の皆様の家計に与えている影響は決して小さくないものと深く受け止めております。

そのため、今回の料金改定に伴うご負担を和らげ、皆様の足元の暮らしをしっかりと守るため、国の物価高騰対応交付金を活用した生活支援策を実施いたします。

減免の内容

水道の基本料金を減免いたします。

対象期間**令和8年11月請求分から4か月間****手続き不要**

減免の適用にあたって、町民の皆様による特別な申請やお手続き等は不要です。

**【お問合せ】**

最上町 建設水道課住宅水道室

電話：0233-43-2015

これからも、安全で美味しい水を未来へつないでいきます。
ご理解とご協力をお願いいたします。

水道料金改定のお知らせ

—安全な水を未来へつなぐために—

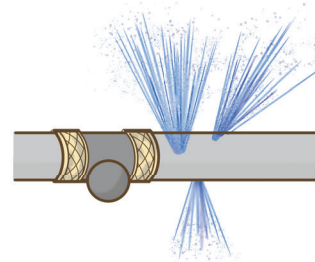
最上町議会9月定例会におきまして、「最上町水道給水条例の一部を改正する条例」が可決されました。

これにより、**令和8年11月請求分**から、水道料金を改定させていただくこととなりました。

町民の皆様にはご負担をおかけすることとなり、大変心苦しい限りですが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

**なぜ、料金を改定するの？**

町の水道事業は、私たちが毎日使う安全で綺麗な水を守り続けるため、日夜努力を重ねてまいっております。しかし現在、以下のような非常に厳しい経営環境に直面しています。

1 老朽化する施設・管路の更新需要の増大

高度経済成長期以降に整備された多くの水道管や浄水施設などが更新時期を迎えており、今後はこれらを計画的に改修・更新していくための多額の投資が避けて通れない状況にあります。

2 人口減少に伴う収益の減少

人口減少や節水機器の普及などに伴い、水の使用量および料金収入は年々減少傾向にあります。収入が減る一方で、施設の維持管理や物価高騰に伴う電気料のコストは増加しており、これまでの料金水準では事業の継続が極めて困難となっています。

3 将来世代への責任

町ではこれまで、メーターや薬品の共同購入による調達コストの抑制や、電気契約の見直しなど、徹底したコスト削減に努めてまいりました。しかし、それらの自助努力だけでは吸収しきれないほどの構造的な財源不足が生じております。

このままでは、将来的に安定した給水に支障をきたし、万が一の際の修繕遅れや大きな負担を次世代に残すことになりかねません。そのため、将来にわたり安全で安定した水を途切れることなく供給し続けるため、今回、審議会からの答申を踏まえ、料金を改定することといたしました。

